

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	健康増進法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊後大野市は、健康増進法に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために法令を遵守するとともに、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊後大野市長

公表日

平成29年5月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	76 健康増進法に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、健康増進事業を行っている。 具体的な手続及び使用するシステムは、 ①健康増進事業として実施される健康診査等の事業対象者を確認 - ア、イ ②医師等の専門家による住民からの生活習慣の改善に関する事項の相談対応及び保健指導の実施等 - ア、イ
③システムの名称	(ア)Acrocity健康管理、(イ)Acrocity行政基本
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の76項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活課
②所属長	市民生活課長 後藤 貴子
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課法規係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

